

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2007-130509(P2007-130509A)

【公開日】平成19年5月31日(2007.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2007-020

【出願番号】特願2007-35426(P2007-35426)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)
G 0 6 Q 20/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 5 2 F
A 6 3 F	7/02	3 2 8
A 6 3 F	7/02	3 4 0
G 0 6 F	17/60	4 0 4
G 0 6 F	17/60	4 1 4

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月22日(2007.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の遊技店に設けられたデビット端末と公衆回線を介して接続されるとともに、ネットワークを介してデビットカード発行銀行に接続され、前記デビット端末から送信された指定金額を含む決済要求を受け付け、該受け付けた決済要求に基づき前記遊技店におけるデビットカードを用いた決済処理を前記デビットカード発行銀行に依頼する情報処理センタを有するデビットカードシステムであって、

前記情報処理センタは、

前記決済処理に係わる利用制限情報を記憶する記憶手段と、

前記デビット端末からの前記決済要求の受け付けに際して、該決済処理が前記記憶手段に記憶された前記利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は前記決済要求に基づく決済処理を禁止するように規制する規制手段と

を具備するデビットカードシステム。

【請求項2】

前記遊技店には、

有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行機と、

前記媒体発行機から発行された記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、

前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機と

が設けられ、

前記デビット端末は、

デビットカードからカード情報を読み取り、前記媒体発行機から発行する記録媒体に関連する有価価値を前記指定金額とする決済要求を前記情報処理センタに送信する

請求項 1 記載のデビットカードシステム。

【請求項 3】

前記デビット端末は、

前記媒体発行機と一体化した遊技料金処理ユニット内に設けられる請求項 2 記載のデビットカードシステム。

【請求項 4】

前記利用制限情報は、

一定期間内の利用上限金額、一定期間内の利用上限回数、1回の利用における上限金額、1回の利用における下限金額のうちの少なくとも1つを含む請求項 1 記載のデビットカードシステム。

【請求項 5】

前記情報処理センタは、

前記遊技店の識別情報に対応して該デビットカードを用いた決済処理の利用実績を記憶する利用実績記憶手段

を具備し、

前記判定手段は、

前記利用実績記憶手段に記憶された利用実績および前記前記デビットカードの識別情報に基づき、前記決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かの判定を行う請求項 1 記載のデビットカードシステム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は上記問題点を解消し、遊技場内に設置されたデビット端末での決済金額を制限することにより、遊技客を遊技にのめり込ませることを抑制できるデビットカードシステムを提供することを目的とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記目的を達成するため、請求項 1 の発明は、複数の遊技店に設けられたデビット端末と公衆回線を介して接続されるとともに、ネットワークを介してデビットカード発行銀行に接続され、前記デビット端末から送信された指定金額を含む決済要求を受け付け、該受け付けた決済要求に基づき前記遊技店におけるデビットカードを用いた決済処理を前記デビットカード発行銀行に依頼する情報処理センタを有するデビットカードシステムであって、前記情報処理センタは、前記決済処理に係わる利用制限情報を記憶する記憶手段と、前記デビット端末からの前記決済要求の受け付けに際して、該決済処理が前記記憶手段に記憶された前記利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かを判定する判定手段と、前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は前記決済要求に基づく決済処理を禁止するように規制する規制手段とを具備する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項 2 の発明は、請求項 1 の発明において、前記遊技店には、有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行機と、前記媒体発行機から発行された記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とが設けられ、前記デビット端末は、デビットカードからカード情報を読み取り、前記媒体発行機から発行する記録媒体に関連する有価価値を前記指定金額とする決済要求を前記情報処理センタに送信する。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、請求項 3 の発明は、請求項 2 の発明において、前記デビット端末は、前記媒体発行機と一体化した遊技料金処理ユニット内に設けられる。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、請求項 4 の発明は、請求項 1 の発明において、前記利用制限情報は、一定期間内の利用上限金額、一定期間内の利用上限回数、1回の利用における上限金額、1回の利用における下限金額のうちの少なくとも1つを含む。

また、請求項 5 の発明は、請求項 1 の発明において、前記情報処理センタは、前記遊技店の識別情報に対応して該デビットカードを用いた決済処理の利用実績を記憶する利用実績記憶手段を具備し、前記判定手段は、前記利用実績記憶手段に記憶された利用実績および前記前記デビットカードの識別情報に基づき、前記決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かの判定を行う。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

図 1 は、本発明に係わるデビットカードシステムを適用した遊技システムの全体構成を示すプロック図である。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

本発明のシステムの構成上の特徴として、上記各島 30 の構成要素として更にデビット端末 80 が追加されている。このデビット端末 80 は、図 1 に示す如く、カード発行機 60 に隣接して設置され、かつ当該カード発行機 60 と通信路で接続されている。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

また、このデビット端末80は、パチンコ店3の店外において、公衆回線網4を介して情報処理センタ5に接続されている。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

このデビットカードによる決済の制限をかける処理を行う部分としては、後で述べるように、デビットカードシステム内の情報処理センタ5とすることができるし、デビット端末80若しくは会員管理システム（会員管理用T/C10）とすることもできる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0117

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0117】

また、本実施例では、デビット端末80とカード発行機60を独立に設けたが、これらを1ユニット（請求項の遊技料金処理ユニットに相当）内に一体化した構造としても良い。